

消防国第43号
消防運第26号
令和5年4月14日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

消防庁国民保護・防災部長

北朝鮮による弾道ミサイル発射事案への対応について

北朝鮮による弾道ミサイル発射への対応については、「北朝鮮による弾道ミサイル発射事案への対応について」（平成29年9月22日付け消防国第79号・消防運第59号 消防庁国民保護・防災部長通知）にてお願いしてきたところです。

また、令和4年10月4日（火）に北朝鮮から弾道ミサイルが発射された際、全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という。）による情報伝達に支障が生じた地方公共団体があったことを受け、同5日には消防庁より全国の地方公共団体に対し、Jアラート機器の点検の徹底及びテスト実行機能の活用による機器の正常な作動の確認を重ねてお願いしています（「北朝鮮による弾道ミサイル発射事案への対応について」（令和4年10月5日付け消防国第162号・消防運第59号 消防庁国民保護室長・国民保護運用室長通知））（別添）。

さらに、令和4年11月3日（木）の事案を踏まえ、上記通知の徹底を改めてお願いしたところです（「北朝鮮による弾道ミサイル発射事案への対応について」（令和4年11月3日付け消防国第170号・消防運第67号 消防庁国民保護室長・国民保護運用室長通知））。

こうした中であって、昨日、北朝鮮より弾道ミサイルが発射され、Jアラートによる情報伝達を行った際、一部の地方公共団体において防災行政無線等による住民への情報伝達に支障が生じたことを確認しています。

各市区町村におかれては、上記通知や関連する事務連絡（「全国瞬時警報システムの関連機器の緊急点検について」（令和4年11月4日付け事務連絡））等を踏まえ、改めてJアラートによる住民への情報伝達について万全の体制を講ずるようお願いいたします。

貴職におかれては、貴都道府県内の市区町村長に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

〔契印・公印省略〕

消防国第162号
消防運第59号
令和4年10月5日

各都道府県国民保護担当部局長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課
国民保護室長
国民保護運用室長

北朝鮮による弾道ミサイル発射事案への対応について

北朝鮮による弾道ミサイル発射への対応については、「北朝鮮による弾道ミサイル発射事案への対応について」（平成29年9月22日付け消防国第79号 消防運第59号 消防庁国民保護・防災部長通知）にてお願いしてきたところですが、令和4年10月4日（火）に北朝鮮から弾道ミサイルが発射された際、全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という。）による情報伝達に支障が生じた地方公共団体がありました。

各地方公共団体におかれましては、下記の事項に十分留意のうえ、早急にJアラート機器の点検を行うこととし、万全の体制を講じるようお願いいたします。

貴都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

記

（1）今回の弾道ミサイル発射事案を受け、Jアラート機器の点検を徹底願います。

今回の不具合事案に係る原因は、現在、該当団体に確認中ですが、今後、早急に取りまとめ次第、送付する予定です。

なお、過去の不具合事例を原因別に見ると、機器の設定ミスや接続不良に起因する不具合に共通性・類似性があることから、既に累次にわたりお知らせしている別添資料を参考にしつつ、確認を徹底していただくよう、願います。

（2）Jアラート機器には、国から緊急情報を受信した場合と同様の状況を再現できるテスト実行機能が備えられているので、各団体におかれては、適時適切にテスト実行機能を活用することにより機器の正常な作動を確認していただくよう、願います。

<連絡先>

消防庁国民保護室・国民保護運用室
栗山係長、戎、吉田、重富、岸
TEL:03-5253-7550
E-mail:j-alert@ml.soumu.go.jp

<参考> 主な不具合パターン

人為的要因

機械的要因

パターン2

電源の脱落、配線不良

システム改修やネットワーク工事を行った際に発生する可能性が高い。日常的な点検により、かなり発生を抑制できる。

パターン4

情報伝達機器がJアラートに非対応

早急に情報伝達機器をJアラートに対応させる必要がある。新たにシステムを導入する際は注意が必要。特に、即時音声合成において連携可能か確認が必要。

パターン1

動作ルール等設定ミス

研修の取組に応じて減少傾向にあるが、人事異動期には注意が必要。システムの改修・点検の際に設定を変更等した場合に発生する。

パターン3

外部委託先システムにおける機器トラブル

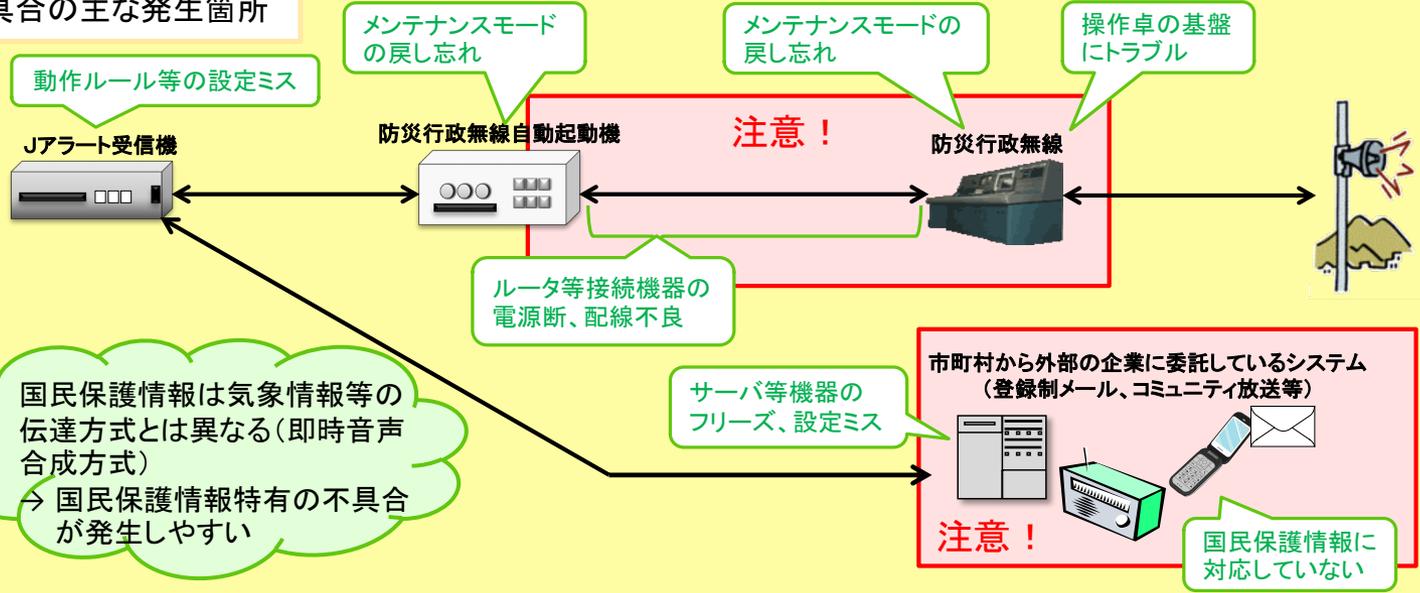
委託先業者の独自システムのため、自治体側で点検・監視ができない。平素より、事業者へテスト実行へ協力してもらうことが必要。

パターン5

防災行政無線が起ち上がらない

操作卓が情報を受信しない、又は受信後伝達しないケースが目立つ。偶発的に発生するので、原因の特定が難しい。

不具合の主な発生箇所



国民保護情報は気象情報等の伝達方式とは異なる(即時音声合成方式)
→ 国民保護情報特有の不具合が発生しやすい

市町村から外部の企業に委託しているシステム
(登録制メール、コミュニティ放送等)
国民保護情報に対応していない

● 最近発生している不具合の背景とその対策

1 他部門との連携強化

① 庁内ネットワークを管理する部門との連携強化
LGWAN等の回線工事や、ファイアウォール等の設定変更等、庁内ネットワークに変更がある場合には、Jアラート機器においても設定を変更しないと通信できなくなる場合がある。

→ 庁内工事等が行われる場合には、事前に、庁内ネットワークを管理する部門から連絡を受け、Jアラート機器への影響があるか確認するようにするなど、庁内ネットワークを管理する部門とJアラート機器を管理する部門との連携を徹底すること。

② 各情報伝達手段を管理する部門との連携強化

防災行政無線のデジタル化など、情報伝達手段の改修が行われた場合や、その改修工事を行っている場合には、Jアラート機器から情報伝達手段につなぐ配線の入れ替えや、Jアラート機器の設定変更が必要となる場合がある。

→ 情報伝達手段の改修が行われる場合には、事前に、情報伝達手段を管理する部門から連絡を受け、Jアラート機器への影響があるか確認するようにするなど、各情報伝達手段を管理する部門とJアラート機器を管理する部門との連携を徹底すること。

2 委託先事業者等への機器点検や設定確認の要請

登録制メールやコミュニティFMなど、委託先の事業者が管理している機器や、事業者から提供してもらっている機器にJアラート機器を接続している場合には、市町村では点検等ができない。

→ 管理権限のある関係事業者に対し、定期的な機器の点検や、設定確認を要請すること。

3 機器の基本的な操作方法の習熟

市町村職員は、Jアラートに係る業務以外も兼務で担当している場合が多いため、Jアラートのシステムへの理解が十分とはいえず、委託業者に依存している場合が多い。

→ Jアラート運用マニュアル、各自治体で設置されている自動起動装置の取扱説明書等により、各機器の基本的な操作方法の習熟を図ること。

その上で、Jアラート機器の設定変更を行う場合には、保守業者に委託している場合でも、担当者が適切に設定変更されたことを最後に確認すること。